

指定居宅サービス事業者等の一部効力停止処分について

令和7年3月14日

八尾市健康福祉部福祉指導監査課
電 話 072 924 9362 (直通)
F A X 072 922 3786

介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、下記、指定居宅サービス事業者等に対して一部効力停止（新規受け入れ停止）を行いましたのでお知らせします。

【対象事業者】

- ・法人名 株式会社 くればプランニング
- ・代表者 代表取締役 田中 信吾
- ・所在地 八尾市恩智中町二丁目213番地

【対象事業所名称及び所在地等】

- ・事業所名 訪問介護ステーションかえで
- ・所在地 八尾市恩智中町二丁目213番地
- ・サービスの種別 <指定居宅サービス>
 - 訪問介護及び第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）
(事業所番号 2775507029)
 - <指定障害福祉サービス>
居宅介護・重度訪問介護
(事業所番号 2715502957)
- ・指定日 令和3年6月1日

(1) 処分日

令和7年3月14日

(2) 処分効力発生日

令和7年5月1日

(3) 処分内容

一部効力停止（新規受け入れ停止）3か月

(4) 処分理由

不正請求（介護保険法第77条第1項第6号）

1人の訪問介護員のサービス提供について、同日同一時間帯に2人の利用者分の介護報酬を不正請求。

(5) 指定一部効力停止事業者に対する経済上の措置

指定一部効力停止事業者に対する経済上の措置として、不正に受領していた介護給付費等の返還を求める。返還の対象となる期間は、令和5年7月から令和6年5月までを見込んでおり、返還額の見込みは以下のとおりである。

介護給付費分	940,814円（内八尾市 25,680円）
加算額	376,323円（内八尾市 10,272円）

総額 1,317,137円

※加算額は介護給付費の40%相当額で算出

※なお、本市の不正請求分については、介護給付費分は、既に過誤調整され、返還済みのため、加算額について、今後、返還請求予定。